

うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人 **宇土市社会福祉協議会**
☎0964-23-3756

E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/

印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会
コロニー印刷

サロン紹介



JA婦人部 境目なかよし会



伊津野地区 お楽しみ会



佐野地区 はなその あつまろ会



立岡地区 ふれあい会

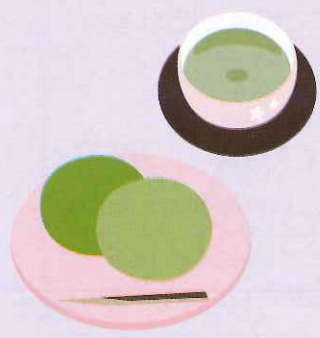
サロンを はじめてみませんか?

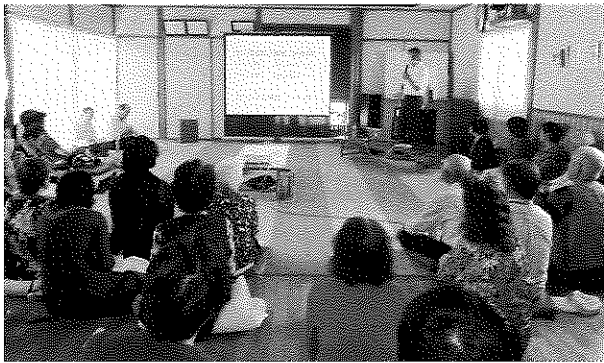
地域の方の自主的な集いの場が増えていきます!

「地域福祉」とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や、その仕組みを作ることです。

宇土市では、地域の方々が自主的に集いの場【サロン】を開催しています。サロンとは、住み慣れた地域で心豊かに過ごすための地域福祉活動の一つです。地域の繋がりの輪が広がるよう、当会も応援しています。

サロンを始めてみたい方はお気軽にご相談ください。





網津地区社会福祉協議会
 網津ふれあいいきいきサロン
 平成29年10月10日、長部田公民館において、網津地区社会福祉協議会主催の、「ふれあいいきいきサロンが開催されました。

済生会みすみ病院の名誉院長である藤岡先生が、「認知症で寝たきりにならないために」と題し講演をされました。

30人を超える参加者の方々も、日頃の生活習慣を見直す機会となり、「お酒はほどほどに」「しっかりと健診を受けよう。」と笑顔で語り合っておられました。

宇土市地域支え合いセンター

地域支え合いセンターでは、熊本地震によって仮設住宅等に入居された方々が安心して生活を送れるよう支援を行っています。

～活動内容～

総合相談

健康面、経済面の悩みなど総合的に相談を受け付けます。

例えば……
余震が怖く、夜寝つけない
自宅再建の資金が足りない 等

見守り・安否確認

相談員が仮設住宅等を巡回し、安心して生活を送れるよう支援します。

例えば……
独居高齢者や高齢者のみ世帯
自宅に閉じこもりがちの方 等

健康づくり支援・いきいきサロン

サロンや健康体操等を通して、心身の健康維持を支援します。

例えば……
茶話会の開催
お元気クラブとの連携 等

コミュニティづくりのコーディネート

近隣の方との交流、地域の見守り体制が構築されるようコーディネートを行います。

例えば……
近隣の方と交流を持ちたい
地域の行事に参加したい 等

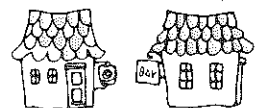
相談内容に応じて、行政や専門機関と連携し、解決策を検討していきます。お気軽にご相談ください。

平日 8:30～17:15

相談・お問合せ先

宇土市地域支え合いセンター(宇土市社会福祉協議会内)
宇土市浦田町44番地

電話: 0964-23-3756 070-4713-3257



生活困窮者自立相談支援事業

うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心して生活が送れるよう、ご本人に必要な支援を行います。

この事業は、生活困窮者自立相談支援事業として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け実施しています。

対象になる方と その支援のかたち

宇土市在住の方で、現在いるような事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱出できるように、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。



自立相談支援の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒に自立のために取り組んでいきます。

①一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。

・来所または電話でご相談ください。(来所が難しい場合は、まず電話でご連絡ください。)

・窓口に来られない場合は、相談員が訪問することもできます。

②相談内容から、適切な対応を判断します。

・相談内容によっては、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなぐかを判断します。

・他の支援につなぐ場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。

③必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。

・相談者本人だけではなく世帯やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。

・相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析・評価し解決のための支援を探ります。

④相談者と一緒に自立への計画を立てます。

・相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン案を考えます。

・プラン案の作成は相談支援員だけではなく、相談者本人と一緒に作成します。

・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うか決定します。

⑤自立への目標と一緒に取り組みます。

・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。

・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域の様々な関連機関が連携して支援を提供します。目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。

生活困窮者自立相談支援事業 うと自立相談センター

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

電話 (0964) 23-3756

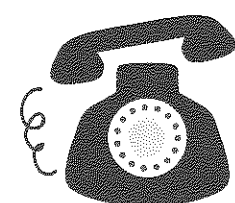
ファックス (0964) 22-4971

相談受付：宇土市社会福祉協議会

開設時間：月～金曜日 9時～17時

(祝日・年末年始休み)

SOS



日常金銭管理に自信が 持てない方々を支援

◎地域福祉権利擁護事業◎

宇土市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業（認知症の高齢者や知的・精神的な障がいのある方で日常金銭管理などに自信が持てない方々を手助けするためのサービス）を実施中です。

判断能力が不十分であり、日常生活に不安のある方、地域福祉権利擁護事業を利用してみませんか。

例えば

・ホームヘルパーやデイサービスなど、福祉サービスを利用したいが、どうしたらよいかわからない。

・年金や生活保護費などをすぐに使い切ってしまう。また、そのために公共料金や家賃を支払えなくなってしまう。

・介護保険や年金などの通知やその他の郵便物が来ても、内容がよくわからない。また、

手続きがわからない。

・物忘れなどで通帳などをどこにしまったか、わからなくなってしまう再発行を何度も繰り返している。自分で保管しておくのが心配である。

・訪問販売の被害に何度もあっており、断りきれない。その支払いにも困っている。

このようなことでお困りの方に対して、生活支援員がご家庭など訪問して相談に応じて援助します。

援助① 福祉サービスを利用したり、やめたりすることなど

例えば

・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き

・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

・住宅改修、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約、住民

票の届出等の行政手続きの援助

・福祉サービスの利用料を支払う手続き

援助② 日常的な金銭管理（金融機関での手続き、お金のお届けなど）

例えば

・年金及び福祉手当などの受領に必要な手続き

・医療費や公共料金などを支払う手続き

・支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、入金の手続き

・日常生活に必要なお金のお届け

例えば

・預貯金通帳、年金証書、権利証、保険証書、印鑑（実印、銀行印）、その他必要と認められる書類

といったことをご本人との「契約」により、社会福祉協議会が責任を持って行います。

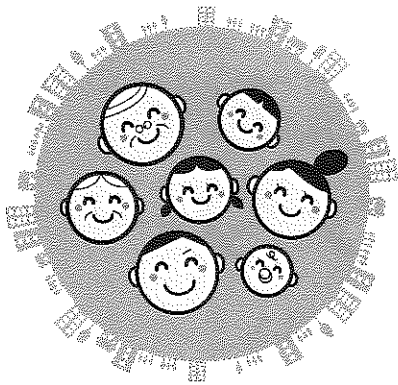
利用料

相談は無料ですが、生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間あたり900円（1時間を超えた場合は、30分毎に450円の加算があります。）

お問い合わせ先

宇土市社協 ☎ 23-3756

友愛訪問を 実施しています。



宇土市社会福祉協議会では、宇土市内に在住する一人暮らしの高齢者に対して会話、見守り活動を実施しています。ボランティアが自宅に訪問し、安否確認を含めた声かけを行っています。
※希望される方は、宇土市社会福祉協議会までお問い合わせください。

対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者で、自宅に引きこもりがちであり、外出・家族等の訪問の機会が週1回程度の方。

**友愛訪問
ボランティアを
募集しています。**

友愛訪問を行っていただけるボランティアさんを募集しています。無理のない範囲で活動を始めませんか？
まずはお気軽にご相談ください。

●お問い合わせ先●

宇土市社会福祉協議会
☎23-3756

寄附ご報告

市社協に御寄附をいただきました。皆様の善意に心より感謝申し上げます。社会福祉事業に有効に使わせていただきます。
平成29年8月1日から平成29年10月31日受付分(敬称略)

▽宇土市花園町
松内 英明(金一封)



お気軽にご利用ください

さまざまな相談窓口

※個人情報保護は厳守します。

お問い合わせ先

市消費生活センター

☎ 3251

消費生活相談員の派遣

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師料は無料です。

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線612)

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線612)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時～4時(電話相談はできません)

※要電話予約

場所 市消費生活センター

(市役所別館一階)

相談方法 来所(1人30分以内)

受付順6名まで

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線612)

秘密厳守

相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※なお、相談に関係する書類をご持参ください。一部宇土市福祉センター以外の会場での相談もありますので、下記をご確認ください。

○専門相談(祝日の場合は休み)

家庭相談 (月・火・木曜日)の8:30～17:00

山本 克則

婦人相談 (月・水・金曜日)の8:30～17:00

黒田須美子

法律相談 (第3金曜日)の13:00～16:00

荻迫 光洋弁護士

(受付時間は12:30～15:30)

受付順8名まで

成年後見相談 (第1金曜日)の13:00～16:00

熊本県司法書士会

不動産相談 (完全予約) 下記電話にお問い合わせください。

熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

年金相談 (第1・第3木曜日)の10:00～15:00

熊本東年金事務所(予約先:096-367-2503)

会場:宇土市保健センター1階会議室

行政相談 (第2・第4水曜日) 10:00～15:00

行政相談員

会場:市役所防災棟会議室

介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員

権利擁護事業相談 (毎週火曜日) 10:00～15:00

井上 秋利

生活困窮者総合相談 (月～金曜日)の9:00～17:00

相談支援員

ふれあい福祉相談

月曜から金曜(10:00～15:00)(祝日の場合は休み)

※日常生活の中の困りごと、悩みごとについて助言や援助を行います。

ふれあい福祉相談員

月曜 前川美智子

火曜 西村 敬司

水曜 西村 純子

木曜 栗原 律子

金曜 宮迫 亮平

※家庭相談、婦人相談、ふれあい福祉相談については下記電話及びFaxでも相談できます。

☎ 23-3757(代)

FAX 22-4971

※その他の相談は原則会場までお越しください。



ふくしがわかるクイズ

パート99

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

①宇土市社会福祉協議会では、経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心して生活が送れるよう、ご本人に必要な支援を行います。この事業は、生活

困窮者自立相談支援事業として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け実施しています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。さて、この事業を行って

- A うと自立救助センター
- B うと自立支援センター
- C うと自立相談センター

②宇土市社会福祉協議会では、認知症の高齢者の方や知的・精神的な障がいのある方で、判断能力が不十分であり、日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスを利用したり、やめたりすることなどの援助や金融機関でのお手続き、日常生活に必要なお金のお届け等の日常的な金銭管理、大切な書類などの預かり等をおこなっています。さて、この事業活動の名称で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 地域福祉権利養護事業
- B 地域福祉権利擁護事業
- C 地域福祉権利用語事業



「応募方法」

官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492宇土市浦田町44

市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。

※切は1月5日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

(前回の正解は①・C、②・Aでした。)

福祉マンガ 和志山
みんないいひと みんないいこと
提供 相模原市社協

